

第3回 南阿蘇村使用料等審議会 次第

日 時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分～

場 所 南阿蘇村役場 庁議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 前回審議会の振り返り 資料1
- (2) 使用料の算定について 資料2-1～2-3
- (3) 各施設の使用料(案)について 資料3
- (4) 審議結果 答申(案)について 資料4
- (5) 使用料の適正化に関する基本方針(案)について 資料5

3 事務連絡

4 閉 会

第3回 南阿蘇村使用料等審議会 座席表

井田 会長

本田 委員

藤 委員

古庄 委員

佐伯 委員

事務局
(総務課)

事務局 (教育委員会)

所管課

所管課

所管課

傍聴席

第 2 回 南阿蘇村使用料等審議会 概要

1 日 時 令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金) 午前 9 時 ~ 午前 1 0 時 4 5 分

2 場 所 南阿蘇村役場 2 階 庁議室

3 出席者 委 員 4 名 (2 名欠席)
事務局 総務課 3 名、教育委員会 3 名他公共施設所管課

4 議事要旨

(1) 前回審議会の振り返り (別紙 2 ~ 4)

- ▶ 事務局から説明。主に前回、御意見・御質問をいただいた、使用料が 0 円になる以前の徴収額 (別紙 3) や、使用料を 0 円とする目的であった医療費の削減状況 (別紙 4) について説明

(2) 使用料の適正化について (別紙 5 ~ 7 - 3)

- ▶ 事務局から説明の後審議。審議に際しての要点は以下のとおり (①~③)

① 対象施設

- I 会議室等 (研修室や調理室等を含む)
- II 体育施設 (体育館やグラウンド、武道場、テニスコート、プール)

② 使用料の算定方法 (考え方)

I 統一的な方法による使用料原価 (1 時間当たりあるいは 1 人当たりの金額) の算定

- ▶ $\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出部分の面積} \div \text{施設総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$

※ プールの場合は、1 人当たりの金額として設定するため

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出部分の面積} \div \text{施設総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

II 受益者の負担割合の明確化

- ▶ 対象施設に係るサービスの提供 (設置や運営、維持管理) は、民間では難しく、行政が担うべきものである。しかし、大多数の住民が日常的に必要なものではないため、利用者の負担割合を 25% (使用料は、使用料原価の 25% の額) とする。

III 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

- ▶ 多くの公共施設で村民の使用料が 0 円となって以降、その状態が 10 年以上続いており、使用料を急激に増加させた場合、稼働率の低下を招く恐れがあるため、各施設とも平成 23 年 7 月まで徴収していた金額の 2 倍を上限とする。

IV 類似施設間での使用料の調整

- ▶ 使用料は、原則として前述した方法により算定するが、類似施設間での調整は可能とする (例: バスケットボール 1 コート当たりの金額はどの体育館でも 〇〇〇円)。

③ 今回審議いただきたい事柄

- I 使用料の算定方法及びその額の妥当性について
- II 使用料を設定するうえで考慮すべき事項について

○ 主な御意見

- ▶ 多くの使用料は1時間当たりの額で、520円であれば10人で使えば1人52円（久木野総合センター 会議室の合併前の金額）。そのような金額での供給が将来的に望ましいのか、という観点も含めて審議していかなければならない。
- ▶ 調理室など新型コロナウイルス感染症の影響で著しく稼働率が低下したであろう施設は、コロナ以前の状況も確認したほうがよい。
- ▶ 合併前の金額（概ね平成23年7月まで徴収していた額よりも高額）でも問題はないように感じる。
- ▶ いずれは付帯設備の使用料についても考えなくてはならない。また、会議室であれば、面積だけでなく、スクール形式では何名使えるか、などの情報も整理し、利用者が比較検討しやすいようにするべき。
- ▶ 類似施設にも施設の新旧や設備の充実具合に差があるかと思うが、使用料は一律でいいのか。
- ▶ 利用者へのアンケートや利用状況のデータを蓄積し、実態に基づく施設ごとの使用料の設定ができるようにしていくべき。

● 結 論

- ▶ 受益者負担率や緩和措置については、使用料0円からの一歩目としてはやむを得ない。ただし、3年後の見直しでは、負担率や緩和措置の変更は必須。
- ▶ 使用料の算定方法等は事務局案のとおりとするが、施設の新旧や設備の充実具合等を考慮のうえ、次回の審議会で各施設の使用料案を提示すること。

以上

使用料算定 No.3

屋内施設の使用料は、照明及び空調の使用を見込んだ額

分類	施設名称	貸出区分	貸出単位				村内居住者使用料案(円)		【参考】他自治体類似施設使用料(円)				備考			
			面積(m ²)	広さのイメージ	建築年月 (改修年月)	経過年数 (年度)	築浅 (20年未満)	調整前	新	阿蘇市	大津町	高森町		西原村		
															貸出単位	貸出単位
会議室 (100㎡以上)	久木野総合センター	多目的集会所	307	ミニバレー1面 (体育館仕様)	S55/5	41年		1時間	500	500	425 就業改善センター (大会議室)	600 中央公民館 (中会議室)	700 色見総合センター (大会議室)	900 総合体育館 (会議・研修室)	【他自治体施設に関して】 ○ 数時間単位(午前や午後など)で貸し出される施設は、1時間当たりの金額に換算	
	LOOPみなみあそ	フリールームA	205	口の字40人 スクール50人	R3/3	1年	○ 使用料1.5倍	1時間	—	800						
会議室 (100㎡未満)	長陽中央公民館	第2研修室	48	口の字12人 スクール16人	S48/7	48年		1時間	400	400	275 就業改善センター (農業技術研修室)	400 中央公民館 (研修室)	600 色見総合センター (多目的室)	450 総合体育館 (会議・研修室半面)		
和室 (28~30畳)	久木野総合センター	中会議室	46	和室28畳	S48/3	49年		1時間	200	300					○ 屋外施設の照明使用料は別途 ○ 他自治体住民が利用する場合、特に体育施設は、2~6倍程度の料金設定となっている	
	長陽中央公民館	第1研修室	58	和室30畳	S48/7	48年		1時間	300		275 就業改善センター (和室)	400 中央公民館 (和室)	500 色見総合センター (小会議室)	500 山河の館 (和室)		
	LOOPみなみあそ	フリールームB	54	和室28畳	R3/3	1年	○ 使用料1.5倍	1時間	—		500					
調理室	久木野総合センター	料理実習室	63	調理台5台	S48/3	49年		1時間	500	500	375 就業改善センター (共同調理室)	450 中央公民館 (調理実習室)	900 色見総合センター (調理室)	—	○ 料金は、各自治体のホームページ等で、令和4年12月22日時点において確認したものであり、現在の状況を保証するものではない	
	長陽中央公民館	調理室	56	調理台4台	S48/7	48年		1時間	500							
体育館	白水体育館	体育館	1,950	バスケット2面	S57/5	39年		1時間	1,000 (バスケット2面)	500 (バスケット1面当たり)	950 阿蘇体育館 (バスケット1面)	462.5 菊阿体育館 (バスケット1面)	600 尾下体育館 (バスケット1面)	500 村民体育館 (バスケット1面)		
	久木野体育館	体育館	1,484	バスケット2面	H8/3	26年		1時間	1,000 (バスケット2面)							
	旧白水小学校	体育館	600	バスケット1面	S59/3	38年		1時間	500 (バスケット1面)							
武道場	白水武道場	武道場	512	剣道2面	H2/3	32年		1時間	500 (剣道2面)	500 (剣道2面)	700 阿蘇体育館 (柔道・剣道1面)	317.5 武道館 (剣道1面)	—	500 村民体育館 (柔道1面)		
グラウンド	白水運動公園	グラウンド	14,475	野球2面	S58/11	38年		1時間	1,000 (野球2面)	500 (野球1面当たり) 【照明使用料別途】		450 あびか (野球1面)	130 町民グラウンド (野球1面)	400 町民グラウンド (半面)	300 村民グラウンド (野球1面)	
	久木野グラウンド	グラウンド	10,801	野球1面	H10/10	23年		1時間	500 (野球1面)							
	長陽運動公園	グラウンド	8,983	野球1面	H2/3	32年		1時間	1,000 (野球1面)							
テニスコート (屋内)	すばーく白水	テニスコート	1,100	クレイ1面	H5/5	28年		1時間	800	800	650 阿蘇体育館 (屋内ソフト1面)	150 昭和園テニスコート (屋外1面)	1,300 町民体育館 (屋内1面)	—		
	すばーく長陽	テニスコート	1,069	カーペット1面	H4/9	29年		1時間	800							
プール	白水B&G海洋センター	プール	875	25m×6コース 幼児用プール有	S61/3	36年		1人	100 【幼児以下0円】 【一般200円】	100 【幼児以下0円】 【一般200円】	300 アゼリア21 【温水、大人2倍】	—	—	—		
その他	白水保健センター	会議室	56	口の字16人 スクール20人	H13/3	21年		1時間	1,100	1,000					○ 他の施設に優先して貸し出す施設ではないため、他施設の2倍程度の金額に一律で設定	
		調理室	56	調理台5台	H13/3	21年		1時間	2,400							
		多目的室	70	口の字20人 スクール24人	H13/3	21年		1時間	1,200							
		和室	40	和室28畳	H13/3	21年		1時間	400							
		相談室	16	数人	H13/3	21年		1時間	1,000							
		多目的ホール	162	口の字28人 スクール36人	H13/3	21年		1時間	2,000							

各施設の使用料案について

前回、御審議いただいた算定方法により、施設の新旧や設備の充実具合等を考慮のうえ、改めて各施設の使用料を算定した結果、以下のとおりとなった。これらの額は、近隣自治体の類似施設と比較しても、大きな差異は無いものと考えられる。

なお、今回の使用料の適正化（増額）に伴い、既存の利用者が近隣自治体の施設に流出する可能性も想定はされるが、近隣自治体も他自治体住民が利用する場合は、一定の倍率を掛けた料金設定としていることから、各施設を真に利用したい村民の方は引き続き利用されるものとする。

施設名称	貸出区分		単位	使用料案(円)※			屋外照明
				村内居住者	村外居住者		
					現行		
久木野総合センター	多目的集会所		1時間	500	800	800	—
	中会議室		1時間	300	500	700	—
	料理実習室		1時間	500	800	700	—
長陽中央公民館	第1研修室		1時間	300	500	700	—
	第2研修室		1時間	400	600	700	—
	調理室		1時間	500	800	700	—
LOOPみなみあそ (旧久木野庁舎)	フリールームA		1時間	800	1,200	800	—
	フリールームB		1時間	500	800	700	—
白水体育館	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
久木野体育館 (旧久木野中学校体育館)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
白水運動公園 (白水総合グラウンド)	グラウンド	片面	1時間	500	800	—	500
		全面	1時間	1,000	1,500	750	1,000
久木野グラウンド	グラウンド		1時間	500	800	500	500
長陽運動公園	グラウンド		1時間	500	800	500	500
白水武道場	武道場		1時間	500	800	—	—
屋内多目的施設すばーく白水	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
屋内多目的施設すばーく長陽	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
白水B&G海洋センター	プール	幼児	1人	0	0	0	—
		小・中学生	1人	100	200	100	—
		高校生	1人	100	200	100	—
		一般	1人	200	300	200	—
白水保健センター	会議室		1時間	1,000	1,500	700	—
	調理室		1時間	1,000	1,500	1,200	—
	多目的室		1時間	1,000	1,500	700	—
	和室		1時間	1,000	1,500	700	—
	相談室		1時間	1,000	1,500	500	—
	多目的ホール		1時間	1,000	1,500	700	—
旧白水小学校	体育館		1時間	500	800	500	—

※屋内施設は照明及び空調の使用を見込んだ金額

使用料の適正化に関する審議結果
答申（案）

令和5年〇月

南阿蘇村使用料等審議会

— 目 次 —

1 諮問内容	P. 1
2 審議対象	P. 1
3 審議内容	P. 2
4 答 申	P. 4
5 所 見	P. 5

1 諮問内容

公共施設の使用料[※]の適正化について意見を求める。

背景

南阿蘇村においては、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から財政状況は極めて厳しく、令和3年3月には「南阿蘇村行財政改革計画」を策定し、一層の取組が進められているものの、公共施設の維持管理、運営に要する経費が大きな負担となっている。

引き続き良質な公共サービスを提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があるため。

- ※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金
地方自治法 第225条
普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 審議対象

本答申においては、以下の14施設を対象としている（その他の施設については、必要に応じて別途審議会を開催のうえ審議を行うこととする）。

施設名称	貸出区分
久木野総合センター	多目的集会所、中会議室、料理実習室
長陽中央公民館	第1研修室、第2研修室、調理室
LOOPみなみあそ	フリールームA、フリールームB
白水体育館	体育館
久木野体育館	体育館
旧白水小学校	体育館
白水武道場	武道場
白水運動公園	グラウンド
久木野グラウンド	グラウンド
長陽運動公園	グラウンド
屋内多目的施設 すぱーく白水	テニスコート
屋内多目的施設 すぱーく長陽	テニスコート
白水B&G海洋センター	プール
白水保健センター	会議室、調理室、多目的室、和室、相談室、多目的ホール

3 審議内容

以下の使用料の算定方法及びそこから導かれた額の妥当性並びに使用料を設定するうえで考慮すべき事項について審議を行った。

1 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定する。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとする。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価 (①)} \times \text{受益者負担割合 (②)}$$

2 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとする。なお、経費は施設の維持管理、運営に要した費用の過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いることとする。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）
$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出箇所面積} \div \text{施設総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$
- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プールなど）
$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出箇所面積} \div \text{施設総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

3 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、以下の2つの観点から各施設が提供するサービスを4つに区分し定めることとする。

- ① 公共が行うべきサービスであるか
 - ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が行うべきサービス
 - ・ 市場的サービス 民間でも提供されており、民間と行政が競合するサービス
- ② 村民の日常生活において必需的なものであるか
 - ・ 基礎的サービス 大多数の村民の日常生活において必要とされるサービス
 - ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

各区分の対象施設

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的・基礎的	道路、公園、図書館など	0%
公共的・選択的	会議室、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的・基礎的	公営住宅、児童施設など	25%～50%程度
市場的・選択的		100%

4 受益者負担の緩和措置

使用料の算定に当たっては、金額の急激な増加による施設の稼働率の低下等を避けるため、上限額を設ける等の措置を適用できるものとする。

5 類似施設間での使用料の調整

使用料は、原則として前述のとおり算定するが、類似施設間での金額の調整は行えるものとする。

6 他自治体住民の利用について

他自治体住民が利用する場合は、その使用料を割り増すことができるものとする。

4 答 申

以上のことから当審議会ではこれまで3回にわたり審議を行ってきた。次のとおり答申するとともに附帯意見を記す。

使用料の算定方法及び各施設の使用料案については適当と判断する。

各施設の使用料案

施設名称	貸出区分		単位	使用料案(円) [※]			屋外照明
				村内居住者	村外居住者		
					現行		
久木野総合センター	多目的集会所		1時間	500	800	800	—
	中会議室		1時間	300	500	700	—
	料理実習室		1時間	500	800	700	—
長陽中央公民館	第1研修室		1時間	300	500	700	—
	第2研修室		1時間	400	600	700	—
	調理室		1時間	500	800	700	—
LOOPみなみあそ (旧久木野庁舎)	フリールームA		1時間	800	1,200	800	—
	フリールームB		1時間	500	800	700	—
白水体育館	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
久木野体育館 (旧久木野中学校体育館)	体育館	片面	1時間	500	800	500	—
		全面	1時間	1,000	1,500	1,000	—
白水運動公園 (白水総合グラウンド)	グラウンド	片面	1時間	500	800	—	500
		全面	1時間	1,000	1,500	750	1,000
久木野グラウンド	グラウンド		1時間	500	800	500	500
長陽運動公園	グラウンド		1時間	500	800	500	500
白水武道場	武道場		1時間	500	800	—	—
屋内多目的施設すぱーく白水	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
屋内多目的施設すぱーく長陽	テニスコート		1時間	800	1,200	900	—
白水B&G海洋センター	プール	幼児	1人	0	0	0	—
		小・中学生	1人	100	200	100	—
		高校生	1人	100	200	100	—
		一般	1人	200	300	200	—
白水保健センター	会議室		1時間	1,000	1,500	700	—
	調理室		1時間	1,000	1,500	1,200	—
	多目的室		1時間	1,000	1,500	700	—
	和室		1時間	1,000	1,500	700	—
	相談室		1時間	1,000	1,500	500	—
	多目的ホール		1時間	1,000	1,500	700	—
旧白水小学校	体育館		1時間	500	800	500	—

※屋内施設は照明及び空調の使用を見込んだ金額

附帯意見

1 使用料の定期的な見直しについて

使用料は3年を目安として定期的に見直しを行うこと。ただし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大、原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響を生じる場合は、適宜、検討を行うこと。

なお、使用料の見直しの際には、付帯設備に係る使用料についても併せて検討を行うこと。

2 受益者の負担割合等について

今回の受益者の負担割合や緩和措置については、使用料適正化の一步目としてはやむを得ないものとする。ただし、先述の使用料の見直しの際には、据え置くことの無いよう検討を行うこと。

3 施設運営のあり方について

施設の利用状況の見える化や容易な比較検討、現金によらない使用料の支払いなど、利便性の向上及び稼働率の上昇を図るため、利用申請や決済のオンライン化、マイナンバーカードとの連携などDX化の取組を進めること。

4 施設の利用状況の把握について

今後の使用料の見直しにおいては、施設ごとの利用状況に応じた金額を設定するため、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性等のデータを収集、分析すること。なお、先述のとおりDX化を進め、業務の効率化にも努めること。

5 所見

これまでの審議をとおして、その所見を述べる。

まず、使用料の適正化を含めた公共施設のあり方の検討に当たっては、村民と一体となり、課題の解決に向け取り組んでいただきたい。

また、今回審議した使用料の多くは1時間当たりの金額であり、500円のもの10人で使えば1人あたりは50円となる。経営的な視点も持ち、公の施設として公平かつ効率的な運営に努めていただきたい。

最後に、この使用料の適正化は、財政基盤の強化に向けた一步目である。これを契機として、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症のような環境の変化にも柔軟に対応し、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。

使用料の適正化に関する基本方針（案）

令和5年〇月

南阿蘇村

— 目 次 —

1 本方針の趣旨	P. 1
2 使用料の算定について	
(1) 基本定な考え方	P. 1
(2) 使用料原価の算定	P. 1
(3) 受益者の負担割合	P. 2
(4) 受益者負担の緩和措置	P. 3
(5) 類似施設間での使用料の調整	P. 3
(6) 他自治体住民の利用について	P. 3
(7) 指定管理者制度導入施設の使用料について	P. 3
(8) 使用料の減免措置	P. 3
(9) 使用料の定期的な見直し	P. 3
(10) 使用料等審議会への諮問	P. 3

1 本方針の趣旨

本村における公共施設の使用料^{※1}については、施設の公共性や村民の負担割合を勘案するとともに、近隣自治体等の類似施設との比較のうえ決定してきました。平成23年7月以降は、多くの施設において、村民の使用料を0円とし、健康づくりの促進等を図ってきたところです。

しかし、人口減少に伴う税収の伸び悩みや、少子高齢化に伴う社会保障関連費用の増加、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から本村の財政状況は極めて厳しく、公共施設の維持管理、運営に要する経費が大きな負担となっています。

そのため、良質な公共サービスの提供を継続できるよう、人口減少や少子高齢化に伴う需要（利用状況）の変化に応じた効率的な運営を行うとともに、サービスの公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要があります。

これらのことから、公共施設の使用料に関する基本的な考え方について、「使用料の適正化に関する基本方針」として定めることとしました。

※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金

地方自治法 第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 使用料の算定について

(1) 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定するものとします。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとします。

使用料 = 使用料原価 (①) × 受益者負担割合 (②)

(2) 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとします。なお、経費は下表のとおり施設の維持管理、運営に要した費用の過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いることとします。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）

使用料原価 = 経費 × (貸出箇所面積 ÷ 施設総面積) ÷ 年間利用可能時間 ÷ 稼働率

- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プールなど）

使用料原価 = 経費 × (貸出箇所面積 ÷ 施設総面積) ÷ 年間利用者数

経費内訳

項目	説明
人件費	職員の給与※ ¹ 等に要した費用
物件費	消耗品費や光熱水費、通信費、委託料、賃借料等の施設の管理、運営に要した費用
維持補修費	施設の修繕や補修等に要した費用
減価償却費※ ²	施設の減価償却費

※¹ 職員の給与相当額は、各年度の平均給与から算定

※² 減価償却費の算定は以下のとおり

- ・ 算定式 減価償却費 = 取得価額 × 年償却率
- ・ 耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定を準用

(3) 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、以下の2つの観点から各施設が提供するサービスを4つに区分し定めることとします。

① 公共が行うべきサービスであるか

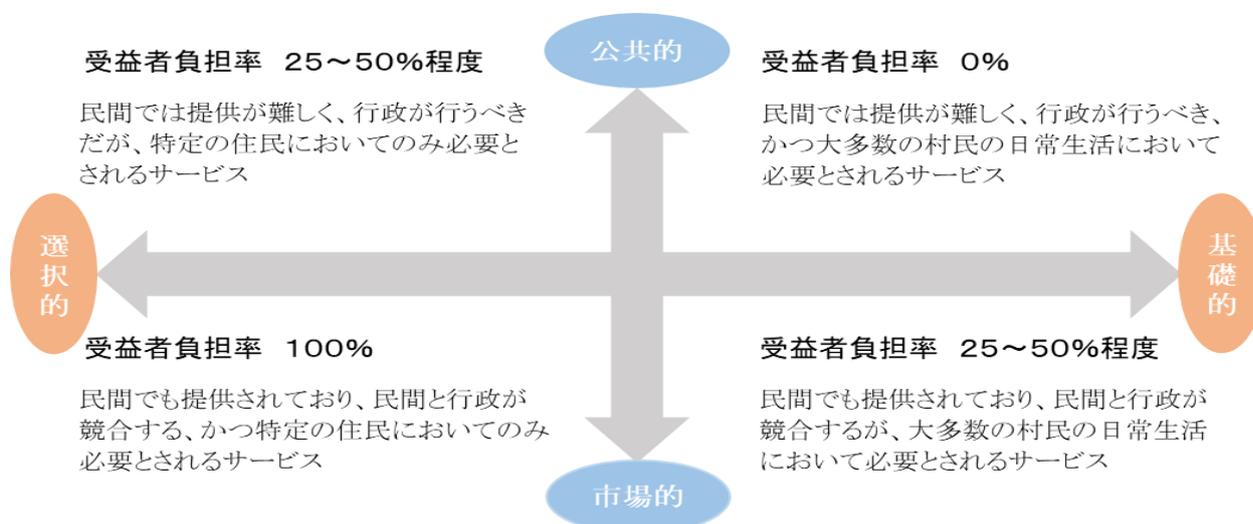
- ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が行うべきサービス
- ・ 市場的サービス 民間でも提供されており、民間と行政が競合するサービス

② 村民の日常生活において必需的なものであるか

- ・ 基礎的サービス 大多数の村民の日常生活において必要とされるサービス
- ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

各区分の対象施設

区分	施設の例	受益者の負担割合
公共的・基礎的	道路、公園、図書館など	0%
公共的・選択的	会議室、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的・基礎的	公営住宅、児童施設など	25%～50%程度
市場的・選択的		100%



(4) 受益者負担の緩和措置

使用料の算定に当たっては、金額の急激な増加による施設の稼働率の低下等を避けるため、上限額を設ける等の措置を適用できるものとしします。

(5) 類似施設間での使用料の調整

使用料は、原則として前述のとおり算定しますが、類似施設間での金額の調整は行えるものとしします。

(6) 他自治体住民の利用について

本村の公共施設を他自治体住民が利用する場合は、その使用料を割り増すことができるものとしします。

(7) 指定管理者制度導入施設の使用料について

指定管理者制度を導入している施設の使用料については、本方針に基づき算定した額を上限とし、指定管理者（予定者を含む）と協議のうえ決定することとしします。

(8) 使用料の減免措置

使用料の減免措置の適用は、受益者負担の適正化、施設利用者間の公平性、公正性の観点からその対象は限定的なものとし、別に定めることとしします。なお、施設ごとの事情に応じ、基準から逸脱しない範囲で個別に定めることもできるものとしします。

(9) 使用料の定期的な見直し

使用料は原則として、3年ごとに見直しを行うこととしします。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格、物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響を生じる場合は、適宜、検討を行うこととしします。

(10) 使用料等審議会への諮問

使用料の適正化（見直し）に当たっては、南阿蘇村使用料等審議会に諮ることとし、施設の所管課において、本方針に基づき対応することとしします。

使用料減免の基準(案)

区分	項目	利用目的
免除	1-①	村(教育委員会を含む)が主催または共催する事業で利用する場合
	1-②	村議会が主催する行事で利用する場合(研修会、村政報告会等)
	1-③	行政委員会、法令等に基づき村が設置する附属機関、審議会等が、本来の目的を遂行するために利用する場合
	1-④	村立の小中学校、保育所が授業や行事で利用する場合
	1-⑤	村立小中学校の部活動、スポーツ少年団等の活動で利用する場合
	1-⑥	指定管理を導入している施設において、当該管理者が自主事業で利用する場合
	1-⑦	災害その他の緊急事態のため利用する場合
減額(50%)	2-①	本村と協定等により協力体制を構築している団体等が利用する場合
	2-②	阿蘇郡市内の公益的団体が実施するスポーツ、レクリエーション大会の練習等で利用する場合